### （２）その他個人・会社向け同意書

航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

運航中の航空機が何等かの事情により空港内において航行不能となった場合、当該航空機を空港の運用に影響を及ぼさない場所へ速やかに撤去又は移動（以下「撤去等」という。）する責任は、当該機の使用者及び所有者（以下「運航者等」という。）がこれを行う責務を有していることを確認すると共に、当該責務の全部又は一部を果たせない場合に備え、あらかじめ以下の事項に同意します。

1. **空港会社による航行不能航空機の撤去又は移動について**

運航者等が死傷、その他の理由により、航空機の撤去等を自ら行う能力を有しないことが明らかであること、又は撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすことを高松空港株式会社（以下「空港会社」という。）が判断した場合は、運航者等からの依頼によらず、空港会社が撤去等を行う場合があること、並びに、以下の事項を承諾します。

1. 空港会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の調達及び人員の手配を依頼することがあること。
2. 空港会社が行った撤去作業費用、撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)及び撤去等に関連して生じた費用（撤去した航空機を保管（借り置き）する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の原状復帰に係る経費等を含む）について負担することとし、空港会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
3. **空港会社が行う撤去作業の方法**

撤去作業は、原則、空港会社があらかじめ作成した撤去作業計画により行われること。

1. **免責**
2. 撤去作業により運航者等にやむをえず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
3. 撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
4. **保険会社との調整**

上記事項の履行に際して障害が生じないよう、必要に応じて、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。

1. **複数人による機材の所有者・使用者との調整**

運航者等は、他の運航者又は所有者と共同で航空機を所有又は使用している場合は、当該航空機のすべての運航者及び所有者の代理人又は代表者として本同意書に同意するものとし、本同意書と共に他の運航者及び所有者の委任状（様式5）又は同意書を提出すること。また、運航者等は、空港会社が本同意書に従って航行不能航空機を撤去等することによって他の運航者又は所有者に対して何ら責任を負うことのないよう必要な措置を取ること。

1. **本同意書の履行に疑義を生じた場合の措置**

空港会社は、運航者等による本同意書の履行に疑義が生じた場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。

1. **協議**

本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

年　　　月　　　日

（住所又は所在地）

（氏名又は名称）

（代表者役職及び署名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

## 